

沿岸広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年2月15日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有芸田老線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市田老字小林121番6地先から100番2地先まで	新	m 25.4~10.8	m 263.0
	旧	15.9~9.3	263.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成31年2月15日から同年3月15日まで